

～前回説明の補則～

1 事故防止の取り組み(市の指導監督体制等)

教育・保育施設に対しては、教育・保育の質を確保することに加え事故等を未然に防止するため、様々な指導監督を行っている。

児童福祉施設や幼保連携型認定こども園については年に1度の詳細な施設指導監査、子ども・子育て支援法上の特定・教育保育施設については、毎月、現況報告を市へ提出させ、必要に応じ市(こどもみらい部・保健福祉部)の指導を受ける体制となっている。(下図「①予防的対応」の部分)

2 重大事故発生時の対応

死亡事故等の重大事故が発生した際には、まずは刑事事件として、警察機関の捜査が行われる可能性が極めて高い。次に、各根拠法に基づき、当該施設に対する業務停止命令・認可取り消し、運営費の給付停止の必要性を判断するため、市が十分な監査・調査を実施する必要がある。(下図「②事故対応」の部分)

これらの業務が完了し次第、「重大事故検証委員会」にて、同様の事故を繰り返さないための再発防止策をまとめていくこととなる(下図「③事後的対応」の部分)ため、その段階においては十分に事故の事実、原因が集積されていることが見込まれる。

	保育所	幼保連携型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型認定こども園	地域型保育事業	幼稚園型認定こども園	幼稚園(新制度)	認可外保育施設	地域子ども・子育て支援事業	幼稚園(旧制度)		
既存の体制	実施主体 (市)					(市)	(県)	(県)	(市)	(市)	(県)	①予防的対応
	対応 ①施設指導監査 ②確認指導監査					確認指導監査 (幼稚園部分の施設指導監査)	施設指導監査 確認指導監査 (給付管理)	施設指導監査	委託(補助)管理	施設指導監査		
	根拠法 ①児童福祉法 § 46 ②支援法 § 14.38					支援法 § 14.38 学校教育法	学校教育法 支援法 § 14.38	児童福祉法 § 59 I	-	学校教育法		
	担当課 ①保健福祉部 ②こどもみらい部					こどもみらい部 県教育委員会	県教育委員会 こどもみらい部	保健福祉部	こどもみらい部	県教育委員会		
重大事故発生												②事故対応
現在検討している部分	実施主体 (市) ※ 保育所型・地方裁量型はH31.4～					(市) ※ H31.4～	(県)	(県)	(市)	(市)	(県)	
	対応 ①特別監査 ②業務停止命令・認可取り消し ③給付停止					①認定取り消し ②給付停止 (幼稚園部分の特別監査)	特別監査 給付停止	①特別監査 ②業務停止命令	委託(補助)の取り消し	特別監査		
	根拠法 ①児福法 § 46 ②認こ法 § 21, 22 ③支援法 § 39.40					①認こ法 § 7 ②支援法 § 39.40 学校教育法	学校教育法 支援法 § 39.40	①児福法 § 59 I ②児福法 § 59 V	-	学校教育法		
	担当課 ①保健福祉部 ②③こどもみらい部					①②こどもみらい部 県教育委員会	県教育委員会 こどもみらい部	①保健福祉部 ②こどもみらい部	こどもみらい部	県教育委員会		
重大事故検証委員会(児童福祉専門分科会)												③事後的対応
対応 必要な再発防止策の検討、市への提言												
根拠 国通知(平成28年3月31日付 府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発第0331第2号)												

まずは刑事事件(業務上過失致死等)として、警察が動く

既に、分科会の任務として位置づけられている。